

規 則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十五号

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

知事が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（令和八年埼玉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の改正規定中「埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。